

就学援助制度のお知らせ(令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月分)

稲敷市教育委員会

稲敷市では、経済的な理由により、お子さんを小・中学校に安心して通わせることが難しい保護者に対して、学用品費や給食費など、学校での学習に必要な費用の一部を援助する制度があります。援助を希望される場合はこの用紙をご覧のうえ、お子さんが通っている学校に申し出てください。
なお、この制度は毎年お申し込みが必要です。昨年度認定の方も必ずお申し込みください。

<援助を受けることができる方>

下記①～⑨のいずれかに、**前年度又は今年度**該当する保護者(保護者とは、父母のことを言います)申請書と合わせて下記の理由に応じた添付書類の提出が必須です。

認定区分	申請理由	提出する証明書類
要保護	① 生活保護を受給している ※修学旅行費、医療費のみ援助	不要(申請の必要はありません)
準要保護	② 生活保護の停止又は廃止	生活保護受給証明書(写)
	③ 市民税の非課税又は減免(保護者両方)	非課税証明書(原本) ※令和8年1月1日現在、稲敷市に住所が無い場合のみ必要です
	④ 個人の事業税の減免	減免決定通知書(写)
	⑤ 固定資産税の減免	税額更正通知書(写)※新築減税は対象外
	⑥ 国民年金の掛金の免除(保護者両方)	免除承認通知(写)
	⑦ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予	減免決定通知書(写)
	⑧ 児童扶養手当の交付	児童扶養手当証書(写)
	⑨ 上記1～8の理由に当てはまらないが、 経済的に困難な状況にある ※世帯の総収入が、生活保護基準額の1.3倍以下が認定基準となります。 (事業所得がある場合は所得額で判定) (例)父母と小・中学生の子どもがいる世帯で、 昨年の世帯総収入額が約250万円の場合に認定	就学援助費交付申請に係る収入額調書(別紙様式)
		世帯全員の直近2カ月の収入額がわかるもの(写)
		※該当する方のみ※ 借家又は借間の家賃がわかるもの(写)
		※該当する方のみ※ 遺族年金及び障害年金の額がわかるもの(写)
		※該当する方のみ※ 同一敷地内に生計が別の世帯がある場合は、光熱水費の支払いを証明するもの(写)

※ 通帳のコピーは不可です。
※ 証明書類等が揃っていない場合は、申請を受理することが出来ません。必ず証明書類を添付してください。
※ 必要だと判断した場合は、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

<申請の手順>

1. お子さんが通っている学校で「稲敷市就学援助費交付申請書兼世帯票」を受け取ります。

※ 中学校と小学校にお子さんが通学している場合は、それぞれの学校で申請してください。

2. 申請書の表面すべてを記入します。

- ☐ 世帯全員が記入されているか確認してください。
(別世帯の場合でも、生計が同じ場合は全員記入が必要です)
- ☐ 居住の状況(持家・借家、借間※家賃を記入)が記入されているか確認してください。
- ☐ 振込口座が記入されているか確認してください。(銀行名・支店名・口座番号・口座名義)
- ☐ 表面表中⑨に該当する方は、別紙「就学援助費交付申請に係る収入額調書」も記入してください。

3. 申請書と証明書類を学校に提出します。申請は以上です。

※ 必要となる証明書類は、申請理由によって異なります。この用紙の表面表中をご覧ください。

※ 申請書・証明書類等が揃っていない場合は、申請を受理することが出来ません。

必ず証明書類を添付してください。

<認定結果及び援助費の交付期間>

- 認定結果は、順次保護者の皆さまへ郵送いたします。
- 援助費は7月、12月、3月の年3回交付いたします。
- 申請はいつでも受け付けていますが、5月以降に申請書が受理された場合は、交付額が年額(下表)とは異なります。また、全欠した月がある場合は、学用品費と通学用品費の月額が交付されません。

援助費の内容(予定)		
種 類	交 付 額 (年 額)	
	小 学 校	中 学 校
学用品費	11,630 円(月額 1,057 円)	22,730 円(月額 2,066 円)
通学用品費 (入学準備金の交付を受けた、または新入学学用品費が交付される1年生は対象外)	2,270 円(月額 206 円)	
校外活動費(宿泊なし)	実費(上限 1,600 円)	実費(上限 2,310 円)
校外活動費(宿泊あり)	実費(上限 3,690 円)	実費(上限 6,210 円)
修学旅行費(中学3年生のみ)		実費(上限 60,910 円)
新入学学用品費 (<u>入学準備金を交付されておらず、4月に申請し、認定となった1年生のみ</u>)	64,300 円	81,000 円
給食費、医療費※	保護者負担額	

- ※ 医療費は学校病(トラコーマ、けつまくえん 結膜炎、ちゅうじえん 中耳炎、むし歯等)の治療費のみ交付いたします。
- ※ 認定前にかかった医療費は、領収書がある場合のみ交付いたしますので、領収書は必ず保管してください。
(領収書がない場合は、援助費を交付することが出来ません。また、領収書には必ず病院で治療を受けた病
症名を記入してもらってください。)領収書は認定後に学校へ提出してください。
なお、認定後の受診については、医療券扱いのみとなります。
- ※ 学校への出席が無かった月は、学用品費・通学用品費の月額が差し引かれます。

【問い合わせ先】 稲敷市教育委員会学務管理課
TEL 029-892-2000(代表)